

原告 久保遼 意見陳述

2025年6月23日

裁判官の方々、第一審の最後に、私たちの想いを改めて伝える機会をいただきありがとうございます。

私たちは、この2年間、なぜ25歳未満に被選挙権が与えられていないのか、その差が若者には思慮分別や経験が無いからといった、根拠のない理由で説明されていることは果たして合理的なのか、それは若者への差別では無いのかということ、この裁判や政治家へのロビイングなどを通して問い続けてきました。

初めて意見陳述をした2年前の12月、私はこんなことをお話ししました。

「私たちが政治家に、若者の立候補する権利を認めてほしいと訴えても『若い世代以外へのメリットを持ってこないと動きづらい』『世論が追いついていない』などと、歯車の噛み合わないままに打ち切られてしまいます」と。

私たちは本質的に権利の話をしているのに、なぜか社会の利益というものにすり替わってしまう感覚がありました。

私はこの裁判を通して、被選挙権の引き下げを求めることは「人としての基本的な権利」の話であるということに、何度も立ち返ることができました。改めて、2年間にも渡って、被選挙権という大切な権利について、政治的な損得勘定や世論の流れなどではなく、憲法と照らし合わせて考え続けていただきありがとうございます。

この裁判が始まってから、私はデンマークに6ヶ月滞在し、18歳から被選挙権がある社会を体感してきました。滞在中にあったEU議会選挙では、デンマーク人の若者が同世代の立候補者を応援し、投票している姿を目の当たりにしました。友人の多くが政党の青年部に所属し、政治や社会に直接声を届ける方法を、実践的に学んでいる姿を見て、感動したことを覚えています。

私たちが見たい社会、作りたい社会がそこにはあり、若者が社会の中で差別されることなく、同じ市民として対等に権利を持って、社会と繋がっている、そんな成熟した民主主義がありました。デンマークでそれが当たり前になっているのは、制度として対等な権利が認められているということが大きな理由だと思います。デンマークの社会を見た時、新しいものに出会った衝撃というよりも、私たちが求めていることは間違っていなかったんだと、まるで答え合わせをしているような感覚になりました。

この2年間、被選挙権の引き下げを懸念している議員とも話をしてきました。海外で18歳で議員になった方からも話を聞きました。実際に18歳から立候補できる国に行き、その社会を体感してきました。色々な視点から被選挙権の引き下げを見つけてきましたが、立候補に必要な能力を年齢で判断することに合理的な理由はあるのか、そもそも、18歳から立候補することの何が問題なのか、結局分かりませんでした。

立候補年齢の引き下げは、若い世代がこの社会を作る一員として対等に民主主義を作るために乗り越えなければいけないハードルの一つであり、ゴールではありません。

高すぎる供託金の問題や、18歳未満が禁止されている選挙運動の問題、子どもたち

への主権者教育など、今後取り組まなければいけないことがたくさんあるとも感じています。

私たちは次のステップに進むべきなのに、いまだに 25 歳未満は思慮分別や社会経験が無いからという理由で、若者は政治の場から排除され続けています。

18 歳に被選挙権を認めることは、そんなに高いハードルなのでしょうか。18 歳が被選挙権を持つことが、社会に何か不利益を与えるのでしょうか。

今の制度が、私たち若い世代の被選挙権や国民主権という大切な権利をしっかりと守れているかどうか、これを憲法に照らして判断できるのは司法以外にありません。判決を通して、根拠のない差別的な制度によって権利が侵害されている若い世代が、社会や民主主義に希望を持てるような、大切な判断になることを期待しています。

以 上